

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改正後	改正前
<p>（別添） 第1 福祉用具 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 （1）～（3）（略） （4）特殊寝台付属品 （略） ～（略） — <u>スライディングボード・スライディングマット</u> <u>滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。</u> （5）～（11）（略） （12）移動用リフト（つり具の部分を除く。） 貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）<u>住宅の改修を伴うものは除かれる。</u> （略） 固定式 <u>居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。</u> 据置式 <u>床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベーター及び階段昇降機は除く。）</u> 2 厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目 （1）～（5）（略） 3 （略）</p>	<p>（別添） 第1 福祉用具 1 厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 （1）～（3）（略） （4）特殊寝台付属品 （略） ～（略） （5）～（11）（略） （12）移動用リフト（つり具の部分を除く。） 貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）<u>住宅改修を伴うものは除かれる。</u> （略） 固定式 <u>居室、浴室等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるもの。</u> 据置式 <u>床に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるもの。</u> 2 厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目 （1）～（5）（略） 3 （略）</p>

第2 住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

(1)～(6) (略)

第2 住宅改修

厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

(1)～(6) (略)